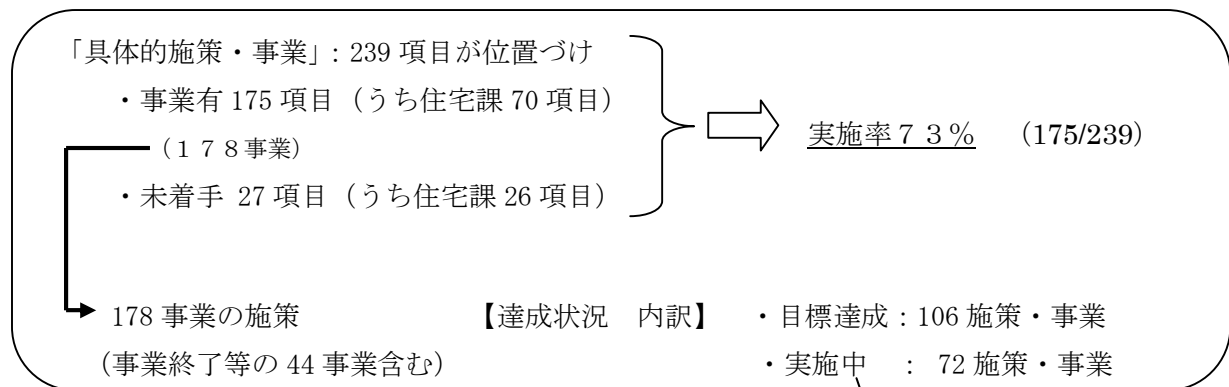


○第 2 次千葉県住生活基本計画に掲げた「具体的施策・事業」の実施状況



<評価と考察>

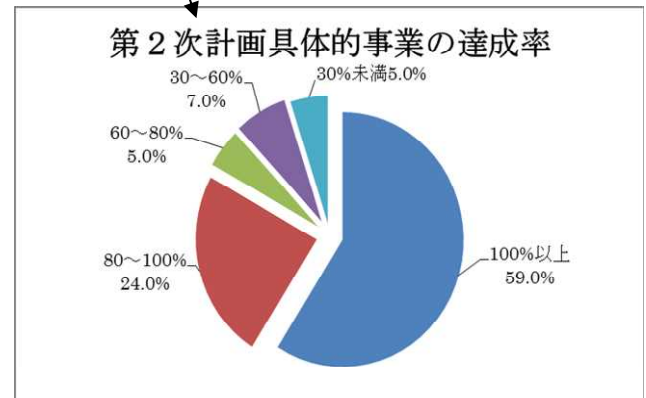
第 2 次千葉県住生活基本計画 策定時から 5 年が経過し、計画期間の半分を過ぎるところである。

計画において定めた具体的施策の項目のうち、事業化されたものは約 7 割であり、事業数は 178 事業（住宅課を含む 35 課）であった。

これらの事業の全体の進捗としては、関係各課の協力により、約 8 割の事業が、事業の目標を「達成」又は「80%以上の達成状況」となっている。

しかしながら、事業の状況を整理したところ、以下のような課題も見受けられことから、第 3 次計画策定にあたっては、これらの課題への検討も必要である。

(H27.1 月末実施 担当課へのアンケート 集計結果)



<施策の進捗状況に関する課題>

- 取り組みが行われていない、あるいは低調な施策があり、該当する事業の必要性の検証と、必要な場合には推進に向けた体制の強化に取り組む必要がある。
 - ・ 住宅課が主体となって行う具体的施策について、「～の検討」など緊急性が低いものに未実施が多い。
- 他部局による施策がそれぞれ実施されているが、住宅課が主体となる施策との連携が不十分なものがある。
- 今後、政策課題に直接アプローチできる独自施策の展開や他部局と連携した施策を位置づける必要がある。

第2次千葉県住生活基本計画に位置付けられている事業について

施策の位置付け						具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)			
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号				関係課等		
1. 豊かな地域社会の実現	(1) 人々の豊かな暮らしを支える住まいの形成	① 住まいに関する学習機会の創出	i. ライフステージに対応した住まいに対する意識の啓発	防犯や環境等に配慮した住まいや居住環境に関する研修会等の開催	1	住宅課	ライフステージに対応した住まいに対する意識の啓発を図るために防犯や環境等に配慮した住まいや居住環境に関する研修会等を開催します。	防犯や環境等に配慮した住まいや居住環境に関する研修会等の開催			
				広報誌やインターネットなど多様な媒体による住情報の提供	2	住宅課	住宅の確保に配慮を要する方の入居を不当に制限しない「千葉県あんしん賃貸住宅」や、サービス付き高齢者向け住宅、長期優良住宅の制度や住宅のトラブル等に関する相談窓口等さまざまな住宅に係る情報を広報誌やインターネット等の多様な媒体により提供します。	広報誌や千葉県ホームページによる住情報の提供			
				ii. 地域への愛着の醸成	子供たちが郷土に自信と誇りを持つことができる教育の推進	3	教育政策課	「ちば・ふるさとの学び」活用推進事業 千葉県の歴史や文化、自然、産業をはじめ、生物多様性、防災、食育など、幅広い分野について考えながら学ぶことができるテキストを作成し、地域から世界に目を向けることのできるような教育を推進する。	「ちば・ふるさとの学び」活用推進事業		
				地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの推進	4	生涯学習課	小・中学校と地域の連携を図るため、学校の余裕教室等を活用して「地域ルーム」を設置し、コーディネーターを配置するなど、地域ぐるみで学校教育を支援する体制づくりを推進する。	「地域ルーム」の設置及びコーディネーターの配置 啓発広報紙等作成、配布 学校支援コーディネーター研修講座の開催			
					地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内全ての公立小・中・高・特別支援学校(政令市を除く)を会場に、学校職員と保護者や地域住民とが学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合う。	5	生涯学習課	地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内全ての公立小・中・高・特別支援学校(政令市を除く)を会場に、学校職員と保護者や地域住民とが学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合う。	学校を核とした県内1000か所ミニ集会の実施		
				iii. 人と人のきずなを育てる地域教育力の向上	子どもの安全・安心な居場所づくりのための放課後子ども教室の実施	6	生涯学習課	小学校の余裕教室等を活用し、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもを対象に勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動等の取組を実施する。	放課後子供教室の実施 活動事例集等の作成・配布 放課後子どもプラン指導スタッフ等研修会の開催 学校支援コーディネーター研修講座の開催		
					県立学校を活用した生涯学習機会の提供	7	生涯学習課	(県立学校開放講座)県立学校の専門的な教育機能を生かした講座を通じて学習機会を提供し、地域における学びや地域づくりの拠点として、生涯学習社会にふさわしい特色ある学習活動を推進する。(県立学校文化施設及び交流施設等開放事業)県立学校の文化施設や学校開放を目的として建設された地域交流施設等の開放を行い、生涯学習関連団体等の活動支援を行う。	県立学校開放講座の開催 県立学校文化施設及び交流施設等開放事業		
				iv. 安全・安心に関する学習の推進	ちばっ子地域安全マップ作成	8	学校安全保健課	子どもたちが犯罪に遭わないように、身を守る知識や危険な場所を見極める力を身につけるために、犯罪が発生しそうな危険な場所や守ってくれる安全な場所を子ども自身でフィールドワークを通して探し、話し合いながら地図にまとめていく活動です。この活動を県内に広げます。	ちばっ子地域安全マップの作成の推進		
					防犯ボランティアの組織的・継続的な活動の推進	9	学校安全保健課	県警や防犯団体と連携し、最新の防犯知識や技術を伝達するとともに、地域の防犯活動の活性化による児童生徒への見守り活動の充実を図ります。さらに、「地域安全マップ」の県下への広報の場としています。参加者は、スクールガード、教職員、指導主事、防犯団体リーダー、一般市民等です。	地域で子どもを見守る活動支援集会の開催		
				② 関係団体としての連携による住まいの創出	i. 高齢者、障害者、子育て世代、一人親世帯、外国人等の入居制限がなく誰もが安心して住み続けられる仕組みづくり	県・市町村の連携による千葉県あんしん賃貸支援事業の推進	10	住宅課	県や市町村と連携し、千葉県あんしん賃貸支援事業を推進します。市町村や関係団体との協議の場等であんしん賃貸支援事業に関する情報提供します。	千葉県あんしん賃貸支援事業	
						関係団体との連携による居住支援体制の整備	11	住宅課	高齢者、障害者等の住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような居住支援を積極的に推進していくため、県、市町村、NPOや社会福祉法人などの居住支援団体、宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者をはじめとする不動産関係団体から構成する「(仮称)千葉県居住支援協議会」を設置を図ります。	居住支援協議会として、千葉県すまいづくり協議会に居住支援部会を設置	25年度
						居住支援を行うNPO等の育成	12	住宅課(市町村)	「(仮称)千葉県居住支援協議会」にNPOや社会福祉法人等の居住に係る支援を行う営利を目的としない法人の参画を促進し、居住支援に関する情報を共有します。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の開催【住宅課】	

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)		
目標	施策の 類型	推進す べき施 策の方 向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業 番号	関係課 等					
1. 豊かな地域社会の実現	(1) 人々の豊かな暮らしを支える住まいの形成	② 関係団体との連携による居住ニーズに即した住まいの創出	ii. 保健・医療・福祉施策との連携の強化	保健・医療・福祉との連携を図る「循環型地域医療連携システム」の検討・整備	13	健康福祉部関係課	限りある医療資源を有効に活用するため、二次保健医療圏ごとに急性期から回復期、在宅に至るまでの医療機関の役割分担を明示し、医療と保健・福祉サービスの連動を図る「循環型地域医療連携システム」の構築に取り組んでいます。	「千葉県共用地域医療連携パス」の運用			
									精神疾患及び認知症に係る「循環型地域医療連携システム」の構築		
										「脳卒中患者の退院時支援実践モデル」の構築	
										千葉県高齢者居住安定確保計画の策定【住宅課】	
						福祉系のサービス提供主体との連携による、高齢者が安心して住み続けられる住宅の供給促進	14	健康福祉部関係課、住宅課	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を地域の実情に応じて促進します。そのため、事業者が円滑な整備を行えるよう、住宅部局と福祉部局で連携した支援体制の構築に努めます。		
						iii. 住民参画による地域に貢献する施設の整備	15	住宅課	県営住宅を建設する際には、立地市町村と協議の上、地域貢献施設等の併設を検討します。またUR等の大規模団地の建替えにあたっては市町村等と連携しながら地域貢献施設等の併設について協議等を実施します。	組織間の横断的な連携による公的賃貸住宅の建替え時における地域貢献施設の整備	
						iv. 多様な居住ニーズに対応する住まいづくりの誘導	16	住宅課	子育て世帯向けの住まいの基準や認証制度等の活用方を検討するため、URや市町村と連携し、最新事例の研究等を進めます。	千葉県すまいづくり協議会及び同協議会公的賃貸住宅調整部会の開催	
						子育て世帯向けの住まいの基準や認証制度等の活用方を検討	17	住宅課	子育て世帯向けの住まいの基準や認証制度等の活用方を検討するため、URや市町村と連携し、最新事例の研究等を進めます。	実施事業無し	
						コーポラティブハウジング、コレクティブハウジング、ルームシェアなど、多様な住まいや住まい方に関する検討	17	住宅課	コーポラティブハウジング、コレクティブハウジング、ルームシェアなど、多様な住まいや住まい方について検討します。		
						i. 高齢社会における福祉と住まいの在り方の研究及び関連事業の推進	高齢社会における継力向上推進事業の推進	18	高齢者福祉課、住宅課	高齢者が安心してバリアフリー改修に取り組むことができる支援体制の構築に向けた研究・検討を行うとともに、関係施策の推進を図る	高齢者の住まい研究会の開催【高齢者福祉課】
	多職種を対象とする研修の実施【高齢者福祉課】	26年度									
	手引書・パンフレットの作成【高齢者福祉課】	26年度									
	一般県民向けの講習会・相談会の開催【高齢者福祉課】	26年度									
				在宅医療の推進支援	在宅医療の推進支援	19	健康福祉政策課	在宅医療の課題を整理し、対策と連携体制のあり方を検討するため、在宅医療に関する幅広い関係者による在宅医療推進連絡協議会を開催するとともに、連携強化の機運を高めるため、講演会を実施する	「在宅医療推進連絡協議会」の開催		
										「在宅医療に係る市町村説明会」の開催	
										「退院調整支援説明会」の開催	
				在宅医療・介護連携サポート事業	19.5 (H27新規)	健康福祉政策課	各地域において、在宅医療に関わる医師(地区医師会)や病院、介護関係者らによる協議を促進し、在宅医療・介護連携体制の整備に向けた具体的な取組みの検討を行い、在宅医療・介護連携推進プランを作成する。また、連携を進めるにあたって、関係者に必要となる在宅医療のスキルを身につけるために、介護関係者等を対象にした在宅医療スキルに関する研修を実施する。				
			地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成	20	健康福祉指導課	地域福祉を担う専門職の確保及び継続支援のため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)育成研修を実施します。	「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)育成研修」の開催				
			ii. 互いに支え合う地域コミュニティの再生	地域福祉の推進体制の設置促進	21	健康福祉指導課	小域福祉フォーラム(小又は中学校区単位)、基本福祉フォーラム(市町村単位)の設置拡大を図ります。	県地域フォーラム事務局の運営・活動経費への助成			
			総合相談・生活支援を行う体制の整備	22	健康福祉指導課	福祉全般にわたる総合相談・地域住民の生活支援を行う体制の整備を進めるため、福祉サービスのコーディネーター、福祉の総合相談、権利擁護等を24時間365日体制で行う中核地域生活支援センター事業を実施します。	中核地域生活支援センター事業				
			ホームレス自立支援事業の推進	23	健康福祉指導課	「千葉県ホームレス自立支援計画」に基づき、ホームレスに対する巡回相談事業や緊急一時宿泊施設の設置等の事業を実施します。	巡回相談事業				

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)		
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等					
1. 豊かな地域社会の実現	(2) 地域で住み続けられる環境の整備	① 高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくり	ii. 互いに支え合う地域コミュニティの再生	ホームレス自立支援事業の推進	23	健康福祉指導課	「千葉県ホームレス自立支援計画」に基づき、ホームレスに対する巡回相談事業や緊急一時宿泊施設の設置等の事業を実施します。	ホームレスまちかど健康相談所の設置			
									ホームレス自立支援ハウス補助事業		
									ホームレス保健サービス支援事業		
									緊急一時宿泊		
									絆再生事業		
						新しい地域社会づくりの推進	24	健康福祉政策課	自立的でお互いが支え合う地域づくりを支援するため、千葉県独自のモデル事業として、習志野市内の県有地を活用し、住民提案をベースにした、民間による住民交流施設「プレーメン習志野」の整備を平成21年度に行ったところであり、このモデル事業の成果を県内に普及させるため、モデル事業に当初から携わった日本大学生産工学部と日本建築学会が共同で地域サテライトを開設し、県からの寄付講座という形で、地域住民との交流事業やまちづくり、住まいづくりに関する普及・研究・相談業務等を行い、千葉県発の新しい地域社会づくり(プレーメン型地域社会づくり)の手法の確立を図っています。	プレーメン型地域コミュニティづくり事業	24年度
						民・産・学・官共同プレーメン型地域社会づくりの普及促進	25	健康福祉政策課			24年度
						コミュニティビジネスの支援	26	経営支援課			地域商業活性化事業 補助率:1/3以内 補助限度額:活性化実践事業(施設整備費 3,000千円) 活性化実践事業(施設整備費以外 1,000千円)
						iii. 回塊世代や高齢者等の地域活動への参画支援	27	高齢者福祉課	千葉県生涯大学校の改革に向け、自発的な生きがい・健康・仲間づくりの支援、地域活動の担い手としての人材育成、市町村との連携・役割分担による県民ニーズを踏まえた学習機会の提供等を目指す「千葉県生涯大学校マスタープラン」を策定します。	「千葉県生涯大学校マスタープラン」の策定	
						iv. 県民・市民活動団体との連携	地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進	28	県民生活文化課	市町村と地縁団体を含む実施主体が、地域で会議体(円卓会議)を設置し、それら構成員をはじめとした地域の多様な主体と協働して行う、希薄化した地域コミュニティの再生や新たな地域コミュニティの仕組みづくりなどの取組に対し、その費用の一部を補助する。さらに、その取組を県民に広く発信することにより、多様な主体の協働による地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを促進する。	・地域課題解決モデル事業
			市町村と地縁団体を含む実施主体が、地域で会議体(円卓会議)を設置し、それら構成員をはじめとした地域の多様な主体と協働して行う、希薄化した地域コミュニティの再生や新たな地域コミュニティの仕組みづくりなどの取組に対し、その費用の一部を補助する。さらに、その取組を県民に広く発信することにより、多様な主体の協働による地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを促進する。	・地域コミュニティ活性化支援事業							
			v. 高齢者の相談体制の推進	地域包括支援センターの支援	29	高齢者福祉課	地域包括支援センター設置に関する市町村からの相談窓口となり、地域包括支援センターの設置を促進するとともに、地域包括支援センターの職員である主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師が専門性を生かしながら、住民の多様なニーズや相談に総合的に対応できるように地域包括支援センターの職員の研修等の支援をします。	地域包括支援センター職員の研修			
		② 子育て世帯社会が安心して暮らせる地域	i. 地域における子育て支援の体制の整備	保育所施設の設置促進	30	児童家庭課	待機児童解消のため、保育所の創設や老朽改築による保育所整備等に要する費用の一部の補助を行う。さらに、保育所の定員が増加する施設整備について上乗せ補助を行う。(安心こども基金 保育所等緊急整備事業)(保育所整備促進事業)	保育所等緊急整備事業			
								待機児童解消のため、保育所の創設や老朽改築による保育所整備等に要する費用の一部の補助を行う。さらに、保育所の定員が増加する施設整備について上乗せ補助を行う。(安心こども基金 保育所等緊急整備事業)(保育所整備促進事業)	保育所整備促進事業		

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)	
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等				
1. 豊かな地域社会の実現	(2) 地域で住み続けられる環境の整備	② 子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり	i. 地域における子育て支援の体制の整備	放課後児童クラブの設置促進	31	児童家庭課	市町村が行う放課後児童クラブの施設整備に対し補助する。 (放課後児童クラブ施設整備費補助)	放課後児童クラブ施設整備費補助		
				児童館(児童センター)の設置促進	32	児童家庭課	市町村が行う児童館(児童センター)の施設整備に対し補助する。 (児童館(児童センター)設置費補助)	児童館(児童センター)設置費補助	H24	
				児童家庭支援センター事業の推進	34	児童家庭課	児童に関する家庭その他からの相談に必要な助言を行うとともに、保護を要する児童等に対する指導を行い、あわせて児童相談所等との連絡調整等を総合的に行う児童家庭支援センターの運営費に対して補助する。 (児童家庭支援センター運営補助事業)	児童家庭支援センター運営補助事業		
				児童自立生活援助事業の推進	35	児童家庭課	自立支援が必要な義務教育終了後や児童福祉施設を退所し就職する児童等に対して、共同生活をしながら相談や日常生活の援助、生活指導、就業支援等を行う児童自立援助ホームの運営に係る施設費を補助する。 (児童自立援助ホーム運営補助事業)	児童自立援助ホーム運営補助事業		
			ii. 子育て支援・交流施設の整備	公営住宅の建替えに伴う保育所の整備	37	住宅課	公営住宅の建替えにあたっては、立地市町村と協議の上、保育所の併設等の整備について検討を行います。	公営住宅の建て替え時における保育所の整備		
				都市再生機構による子育て支援事業者への優遇制度の活用など関係団体との連携による子育て支援策の推進	38	UR、住宅課	千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会において、都市再生機構による子育て支援事業者への優遇制度の情報提供をいただくとともに、関係団体等と連携し子育て支援策を推進します。	千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会の開催【住宅課】		
				自主防犯団体の活動支援		39	生活安全課	地域の防犯力アップに大きな役割を担っている県民の自主防犯活動を促進し、その発展・強化を図るために市町村が行うパトロール資機材整備事業等について、その経費の一部を補助する。	市町村が行うパトロール資機材整備事業等の経費の一部補助	
						39.5新規H26	生活安全課	地域の犯罪抑止に大きな役割を担うようになってきた県民の自主防犯ボランティア団体の活動を継続、発展させていくため、自主防犯ボランティア団体の育成を図る。	地域の防犯活動支援事業 防犯ボランティア交流大会の開催	
		39.75新規H25	生活安全課			コンビニエンスストア等を拠点とした県・市町村・警察・住民が連携した防犯体制の確立を目指し、平成25年11月から開始した防犯ボックスを継続するとともに、平成27年度は新たに2箇所設置する。	ヤング防犯ボランティア育成・交流促進事業			
		③ 防犯・防災に優れた安全で安心な地域社会づくり	i. 地域の防犯力のアップ	トップリダー養成講座等開催による自主防犯活動のレベルアップ	40	生活安全課	地域の犯罪抑止に大きな役割を担うようになってきた県民の自主防犯団体の活動を継続し、より発展させていくため、自主防犯活動の核となる団体を育成する。	トップリダー養成講座の開催 防犯ボランティア交流大会の開催	H25 H25	
				防犯に関する広報啓発活動	41	生活安全課	警察、市町村と連携を図り、特定の罪種、あるいは特定の被害者層に的を絞った、実効性のある効果的な広報啓発活動を強力に実施する。	リーフレット配布等の防犯に関する広報啓発活動の実施		
				ちばっ子地域安全マップ作成	42	学校安全保健課	子どもたちが犯罪に遭わないように、身を守る知識や危険な場所を見極める力を身につけるために、犯罪が発生しそうな危険な場所や守ってくれる安全な場所を子ども自身でフィールドワークを通して探し、話し合いながら地図にまとめていく活動です。 この活動を県内に広げます。	ちばっ子地域安全マップの作成の推進		
				地域防犯情報センター指定制度の促進	43	(警)生活安全総務課	安全で安心なまちづくりを目指し、地域の防犯活動の拠点施設について、自治会等からの申請に基づき公安委員会が「地域防犯情報センター」として指定しています。	地域防犯情報センターの指定		
				警察ホームページ等による交通事故発生情報の提供	44	(警)交通総務課	県警のホームページに交通事故の発生状況(交通事故発生状況、交通事故発生マップ、交通事故多発交差点)、道路交通法の改正等について掲載するほか、希望者の携帯電話に交通安全情報(交通死亡事故の分析結果、緊急連絡情報、取締り強化月間情報など)をメール配信することにより、県民の交通事故防止に対する意識の高揚を図ります。	千葉県警ホームページ等による交通事故発生情報の提供		
				ii. 犯罪の起こりにくい環境整備	県・警察・市町村・住民等による合同防犯診断の実施	45	生活安全課	「犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針」に基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため、道路、公園、駐車場、駐輪場について、専門家を招き、地元住民、市町村、警察等関係機関との合同防犯現地診断を実施し、そのノウハウを市町村等に伝達する。	合同防犯現地診断の実施	
		安全安心まちづくり推進協議会の開催	46		生活安全課	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民・地域団体、事業者団体、被害者支援関係団体、学校・教育関係団体等69団体から構成される「千葉県安全安心まちづくり推進協議会(平成16年7月設置)」の総会を開催する。	「千葉県安全安心まちづくり推進協議会」の開催			

施策の位置付け									具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)		
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等							
1. 豊かな地域社会の実現	(2) 地域で住み続けられる環境の整備	③ 防犯・防災に優れた安全で安心な地域社会づくり	ii. 犯罪の起こりにくい環境整備	ひたくり対策防犯設備設置補助事業	47	生活安全課	ひたくり犯罪への対策として、市町村が実施する防犯カメラの設置事業に対する補助を行う	ひたくり対策防犯設備設置補助事業					
				市町村防犯対策設備設置事業補助事業	47.5新規H26	生活安全課	ひたくり、自転車盗及び車上狙い街頭犯罪などの防犯対策として、市町村が実施する防犯カメラの設置事業(市町村から自治会等への間接補助を含む)に対する補助を行う	市町村防犯対策設備設置事業補助事業					
			iii. 地域防災力の向上	防災に関する広報・啓発の実施	48	防災政策課	防災知識や災害対応を、身体で感じながら学べる体験学習施設である防災センターにより、広報啓発を行っています。また、防災ビデオ等の貸出しや、防災啓発パンフレットの配布を行うことにより、県民の防災意識の向上を図っています。	西部防災センターにおける防災に関する広報・啓発の実施					
				災害対応力の高い防災ネットワークの構築	49	防災政策課	自主防災組織活動カバー率向上のため、引き続き補助制度の活用にも努めるとともに、市町村と連携し、自主防災組織の設置や災害発生時等において各組織をとりまとめる県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催する等、共助の中核となる人材育成を推進し、自主防災組織の機能強化を図ります。	防災用資機材の整備の補助 「災害対策コーディネーター養成講座」の開催					
				家具の転倒防止の促進	50	防災政策課	県民の防災意識の向上を図るため、広報誌等を通じ、家具の転倒防止対策の普及・啓発を行う。	県民だより等を通じた家具の転倒防止対策の普及啓発					
			2. 良質な住宅ストックの形成	(1) 住宅の性能の確保	① 耐震性等の住宅の安全性の確保	i. 建築物の地震対策の推進	「わが家の耐震相談会」の開催	51	建築指導課	住民からの耐震に係る相談や耐震関連補助制度の周知をはかるため、建築関係団体と連携し、「わが家の耐震相談会」を年間10回程度実施する。	「わが家の耐震相談会」の開催		
							建築士を対象とした既存建築物耐震診断・改修講習会の開催	52	建築指導課	既存建築物の耐震診断・改修を行う技術者を養成するため、木造住宅耐震診断・改修講習会を年1回、鉄骨造の講習会及び鉄筋コンクリート造の講習会を隔年で開催している。	建築士を対象とした既存建築物耐震診断・改修講習会の開催		
							市町村による耐震関連補助事業への支援	53	建築指導課	民間建築物への耐震診断・改修費補助制度を設けている市町村に対し、市町村負担額の一部を補助している。補助対象は、戸建住宅の耐震診断・改修・耐震設計費・工事監理費、建築物(マンション、非住宅)の耐震診断、普及啓発事業。	市町村による耐震関連補助事業への補助		
							宅地の液状化等の情報提供	54	防災政策課	液状化のしやすさマップや液状化対策工法など、液状化に関する情報について広報する。	千葉県ホームページや千葉県防災ポータルサイト等による「液状化しやすさマップ」等の宅地の液状化に関する情報提供		
地震被害想定調査・減災対策検討事業	54.5(H26新規)	防災政策課					中央防災会議が、平成25年12月に公表した首都直下地震の被害想定等を踏まえ、想定地震や被害想定手法など最新の科学的知見を反映させた地震被害想定調査を実施し、今後の防災・減災対策を検討する。 ○想定地震の検討 ○自然災害予測の実施 ○被害想定の実施 ○減災目標の設定等	地震被害想定調査減災対策検討事業		27年度			
建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	55	建築指導課					建築物の適法性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査及び適確な工事監理業務の実施を徹底するとともに、中間・完了検査の適確な実施を推進する。	迅速かつ適格な建築確認審査業務の実施					
ii. シックハウス・火災報知設備等の安全な住宅の整備	組織間の横断的な連携によるシックハウスに関する相談事業の展開	56				住宅課	組織間で横断的に連携し、シックハウスに関する相談に対応します。 ※平成23年3月20日付けで千葉県化学物質過敏症連絡会議が廃止され、各課が所掌している施策ごとに個別に相談対応をすることとなった。 住宅課：公営住宅の管理、住宅性能表示(シックハウス対策の評価・表示)、公営住宅の一時入居(目的外使用)、すまいるダイヤルにおける住宅相談	シックハウスに関する相談対応					
	住まい情報プラザなどの住宅相談窓口を活用した住宅ストックの安全性に関する相談体制の確立	57				住宅課	千葉県住宅供給会社の総合案内所内に「住まい情報プラザ」を開設し、住宅、宅地、法律問題等について専門機関への紹介を行っています。	「住まい情報プラザ」における住まいに関する専門機関への紹介等の情報提供					
iii. 防犯性能の高い住宅の普及	地域住民、市町村、警察など関係機関による合同防犯現地診断等を行う「防犯に配慮した道路・公園・駐車場、住宅等の構造、設備に関する指針の普及事業」の推進	59				生活安全課	「犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針」に基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため、道路、公園、駐車場、駐輪場について、専門家を招き、地元住民、市町村、警察等関係機関との合同防犯現地診断を実施し、そのノウハウを市町村等に伝達する。	合同防犯現地診断の実施					
	防犯優良マンション認定制度の普及・促進	60				(警)生活安全総務課	照明やオートロック、防犯カメラの設置など外部からの侵入を防ぐ設備について一定の要件を満たすマンション・アパートを、「防犯優良マンション・アパート」として千葉県防犯協会が認定しています。	千葉県警ホームページによる防犯優良マンション認定制度の普及・啓発					
	環境設計による防犯対策の推進	61	(警)生活安全総務課	声かけ運動、防犯カメラの設置、花を植えるなど街の美化、宅建業協会等と連携したマンション・アパート対策の推進、巡回連絡実施時における防犯診断などを実施しています。	防犯診断の実施								

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)	
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等				
2・良質な住宅ストックの形成	(1)住宅の性能の確保	②子育て世帯や高齢者等も安心して暮らせる住宅の整備	住宅の耐震性等の確保	iii. 防犯性能の高い住宅の普及	市町村との協働による、防犯住宅啓発パンフレットの作成・配布、普及セミナーの開催	62	住宅課	これまでに防犯に配慮した住宅についてセミナーの開催を行い、マンションの防犯等を対象にしたリーフレットを作成する等、防犯に配慮した住宅について普及を行ってきました。引き続き、ホームページの掲載等を通じて防犯に配慮した住宅の普及に努めます。	千葉県ホームページによる防犯に配慮した住宅の普及啓発	
			i. 既存住宅ストックのバリアフリー化の推進	住まい情報プラザ等を活用した、バリアフリー改修の融資・助成制度等に関する情報の提供	住まい情報プラザ等を活用し、バリアフリー改修の融資・助成制度等に関する情報の提供	63	住宅課	住まい情報プラザ等を活用し、バリアフリー改修の融資・助成制度等に関する情報の提供	住まい情報プラザ等を活用した、バリアフリー改修の融資・助成制度等に関する情報の提供	
				関連業界と連携した「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」の設置	関係団体等と連携し、リフォームに関する相談や情報を提供するなど、安心してリフォームを行うことができる環境を整備するために「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を設置します。	64	住宅課	関係団体等と連携し、リフォームに関する相談や情報を提供するなど、安心してリフォームを行うことができる環境を整備するために「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を設置します。	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」の設置	23年度
				協議会が主体となったバリアフリー化に関する相談体制の構築	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、住宅のバリアフリー化等のリフォームに関する相談や情報を提供するなどを行うことができる環境を整備します。	65	住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、住宅のバリアフリー化等のリフォームに関する相談や情報を提供するなどを行うことができる環境を整備します。	県民向け講習会および相談会の開催	
				県民向けの「住まいづくりの手引」などの活用によるバリアフリー化の普及	手すりの設置や段差の解消などの基本的な事項をはじめ、車いすや介護のしやすさなどを配慮した住まいづくりのチェックポイントをまとめた「住まいづくりの手引き」を活用し、引き続きホームページの掲載等を通じて住宅のバリアフリー化の普及に努めます。	66	住宅課	手すりの設置や段差の解消などの基本的な事項をはじめ、車いすや介護のしやすさなどを配慮した住まいづくりのチェックポイントをまとめた「住まいづくりの手引き」を活用し、引き続きホームページの掲載等を通じて住宅のバリアフリー化の普及に努めます。	千葉県ホームページへの「住まいづくりの手引き」の掲載によるバリアフリー化の普及啓発	
				介護などを行う多様な組織との連携のもと、バリアフリー化を行う建築技術者を養成するための、関係団体への働きかけ	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、バリアフリー化を行う建築技術者を養成するために、多様な関係団体への働きかけを行います。	67	健康福祉部関係各課、住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、バリアフリー化を行う建築技術者を養成するために、多様な関係団体への働きかけを行います。	リフォーム事業者等向け講習会の開催【住宅課】	
				「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」の普及・啓発	千葉県福祉のまちづくり条例に基づく指導等により、公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、すべての県民や千葉県を訪れる方々が、公平に、安全に、安心して、そして快適に利用できる建築物の整備を推進するために、平成17年3月に策定した「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を活用した普及・啓発を行います。	68	建築指導課	千葉県福祉のまちづくり条例に基づく指導等により、公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、すべての県民や千葉県を訪れる方々が、公平に、安全に、安心して、そして快適に利用できる建築物の整備を推進するために、平成17年3月に策定した「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を活用した普及・啓発を行います。	「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく届出に係る指導【建築指導課・健康福祉指導課】	
			ii. 誰もが暮らしやすい住まいづくりの促進	「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく安全かつ快適に利用できる建物の普及	公益的施設等を所有する方または管理する方に対し、千葉県福祉のまちづくり条例で定めた整備基準に適合させるように努めることを求めています。また、施設が整備基準に適合している場合で適合証の交付請求があった場合は適合証の交付を行っています。	69	建築指導課	公益的施設等を所有する方または管理する方に対し、千葉県福祉のまちづくり条例で定めた整備基準に適合させるように努めることを求めています。また、施設が整備基準に適合している場合で適合証の交付請求があった場合は適合証の交付を行っています。	千葉県福祉のまちづくり条例適合証の交付	
				表彰制度等によるユニバーサルデザインの普及促進	潤いと安らぎに満ちた快適なまちづくりを推進するため、景観上優れた建築物・ユニバーサルデザインに配慮した建築物・環境に配慮した建築物を表彰する千葉県建築文化賞制度を活用し、受賞作品を紹介することで県民の住環境への意識向上を図ります。	70	建築指導課	潤いと安らぎに満ちた快適なまちづくりを推進するため、景観上優れた建築物・ユニバーサルデザインに配慮した建築物・環境に配慮した建築物を表彰する千葉県建築文化賞制度を活用し、受賞作品を紹介することで県民の住環境への意識向上を図ります。	千葉県建築文化賞の表彰及び受賞作品のパンフレット等による紹介	
				iii. 高齢者向けの住まいの整備促進	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を地域の実情に応じて促進します。そのため、事業者が円滑な整備を行えるよう、住宅部局と福祉部局で連携した支援体制の構築に努めます。	71	住宅課	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を地域の実情に応じて促進します。そのため、事業者が円滑な整備を行えるよう、住宅部局と福祉部局で連携した支援体制の構築に努めます。	サービス付き高齢者向け住宅登録申請等に関する住宅課からの照会に対する回答【高齢者福祉課】
		③環境に配慮した住宅の普及	i. 環境共生住宅の整備促進	省エネ性能に優れた住宅の普及促進	長期優良住宅をはじめとした、省エネルギー性能に優れた住宅の普及を促進していきます。	73	住宅課	長期優良住宅をはじめとした、省エネルギー性能に優れた住宅の普及を促進していきます。	千葉県ホームページによる長期優良住宅の普及促進に係る情報掲載	
				表彰制度等を活用した環境共生住宅の普及促進	潤いと安らぎに満ちた快適なまちづくりを推進するため、景観上優れた建築物・ユニバーサルデザインに配慮した建築物・環境に配慮した建築物を表彰する千葉県建築文化賞制度を活用し、受賞作品を紹介することで県民の住環境への意識向上を図ります。	74	建築指導課	潤いと安らぎに満ちた快適なまちづくりを推進するため、景観上優れた建築物・ユニバーサルデザインに配慮した建築物・環境に配慮した建築物を表彰する千葉県建築文化賞制度を活用し、受賞作品を紹介することで県民の住環境への意識向上を図ります。	千葉県建築文化賞の表彰及び受賞作品のパンフレット等による紹介	
			ii. 住宅の整備に伴う廃棄物の適正処理とリサイクルの促進	建設工事に伴い発生する土やコンクリート塊などの建設副産物の再資源化や縮減の取り組み	「千葉県建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインの周知徹底を図るため、建設リサイクル法担当者会議等を実施する。また、建設副産物の再資源化及び縮減の進捗状況を把握するため、公共工事を対象として、千葉県建設副産物実態調査を実施する。	75	技術管理課	「千葉県建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインの周知徹底を図るため、建設リサイクル法担当者会議等を実施する。また、建設副産物の再資源化及び縮減の進捗状況を把握するため、公共工事を対象として、千葉県建設副産物実態調査を実施する。	「建設リサイクル法担当者会議」の開催 千葉県建設副産物実態調査の実施	
				「千葉県建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインによる県営住宅の整備などにおけるリサイクルの推進	県営住宅の整備にあたっては「千葉県建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインに基づきリサイクルを推進します。	76	住宅課	県営住宅の整備にあたっては「千葉県建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインに基づきリサイクルを推進します。	「千葉県建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインに基づきリサイクルの推進	
				iii. 新エネルギー等の導入の促進	太陽光や風力などの新エネルギー等による発電設備等の普及	住宅用太陽光発電設備の設置補助事業を行う市町村に対して補助を行います。	77	循環型社会推進課	住宅用太陽光発電設備の設置補助事業を行う市町村に対して補助を行います。	住宅用太陽光発電設備の設置補助事業を行う市町村に対する補助
					エネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化・最適化を実施する「エコ住宅」の普及拡大を図るため、住宅用省エネルギー設備【燃料電池(エネファーム)、蓄電池、エネルギー管理システム(HEMS)、電気自動車充電設備の4種類】の設置補助事業を行う市町村に補助を行います。	77.5新規H25	循環型社会推進課	エネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化・最適化を実施する「エコ住宅」の普及拡大を図るため、住宅用省エネルギー設備【燃料電池(エネファーム)、蓄電池、エネルギー管理システム(HEMS)、電気自動車充電設備の4種類】の設置補助事業を行う市町村に補助を行います。	住宅用省エネルギー設備の設置補助事業を行う市町村に対する補助	

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)
目標	施策 の類型	推進す べき施策 の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業 番号	関係課 等			
2・良質な住宅ストックの形成	(1)住宅の性能の確保	③環境に配慮した住宅の普及	iv.森林資源の循環利用	県産木材等の利用促進	78	森林課	県産材を全木材の50%以上に使用した新築木造住宅の建設(購入)に対して、建築主(買主)に対して助成を行う市町村に対して補助する。	ちばの木で住まいづくり支援事業	26年度
				住宅における木材利用の促進	79	住宅課	国の動向をふまえながら、関係団体等と連携し住宅における木材利用を促進します。	「千葉県木造住宅生産体制強化推進協議会」が開催する講習会の後援	
				住宅における木材利用の促進	79.5	森林課	県内において、戸建、共同住宅などの新築住宅や、事務所、店舗などの新築建築物を建設または購入する場合や増改築その他のリフォームを行う場合、補助を行う。ちばの木使用量に応じて6万円～40万円の補助	(削除 木材利用ポイント事業)森林整備加速化・林業再生基金事業	23年度
		①既存住宅の適切なリフォーム等の実施	i.リフォームに関する相談体制の整備及び適切な情報の提供	リフォーム事業者に関する適切な情報提供ができる環境整備	80	住宅課	リフォーム事業者に関する適切な情報提供ができる環境整備を研究します。	実施事業無し	
				(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの展開する事業の利用促進	81	住宅課	品格法に基づき消費者の利益の保護と住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とした法人として国に指定された(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(通称:住まいのダイヤル)で実施している、住宅全般に関する相談窓口等の事業の利用を広報誌やホームページ掲載等を通して促進します。	千葉県ホームページにより「住まいのダイヤル」を住宅全般に関する相談窓口として掲載	
				市町村に対するリフォーム相談窓口の活用促進	82	住宅課	「住まい情報プラザ」に設置しているリフォーム相談窓口等を活用し、市町村の窓口等におけるリフォーム相談等を支援します。	「住まい情報プラザ」におけるリフォーム相談窓口の対応	
	ii.ちば安心住宅リフォーム推進協議会の設立等による建設事業者等との連携		ちば安心住宅リフォーム推進協議会の設立	83	住宅課	関係団体等と連携し、リフォームに関する相談や情報を提供するなど、安心してリフォームを行うことができる環境を整備するために「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を設置します。	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」の設置	23年度	
			ちば安心住宅リフォーム推進協議会を中心とした相談及び情報提供ができる体制の構築	84	住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、住宅のバリアフリー化等のリフォームに関する相談や情報を提供などを行うことができる環境を整備します。	県民向け講習会および相談会の開催		
			リフォームに関する講習会等を通じたリフォーム関係事業者への支援	85	住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、リフォーム関係事業者向けのリフォーム講習会を開催します。また市町村職員向けに「リフォーム相談窓口担当者研修会」を開催します。	リフォーム事業者等向け講習会の開催		
	iii.リフォーム瑕疵保険制度の普及等による消費者が安心して活用できるリフォーム市場の形成支援		リフォーム関係事業者間の技術交流に対する支援	86	住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、リフォーム関係事業者間の技術交流に対して支援を行います。	リフォーム事業者等向け講習会の開催		
			リフォーム瑕疵保険制度の周知	87	住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」等を通じて、関係団体等へリフォーム瑕疵保険制度の周知を行います。また県民に対してリーフレットの配布やホームページの掲載等を通じて周知を行います。	リフォーム事業者等向け講習会の開催		
	②共同住宅の適切な維持管理・建替えの支援		i.マンション管理の支援	住宅金融支援機構の賃貸住宅向けリフォーム支援制度の活用など関係団体と連携による賃貸住宅の適切な維持管理方策の推進	88	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」等を通じて、住宅金融支援機構と連携し、賃貸住宅向けリフォーム支援制度の活用など、賃貸住宅の適切な維持管理方策を推進します。	実施事業無し	
				マンションの相談会やセミナーの開催	89	住宅課	マンション管理組合等の関係者向けに法律等の周知や建物の維持管理、管理組合の運営等をテーマとした「マンション管理基礎講座」や「マンション問題個別相談会」を開催します。また市町村が開催するマンション相談会等についての社会資本整備総合交付金の活用等を支援します。	マンション管理基礎講座の開催	
				市町村が中心となって開催されるマンションの管理に関する情報交流会への支援	90	住宅課	マンション問題の対策を推進するため、県と20市町(概ね千戸以上のマンションがある市町)をメンバーとして各市町が抱えるマンション問題についての取組や情報交換を行う「マンション問題研究会」を開催します。また市町村が開催するマンション相談会等についての社会資本整備総合交付金の活用等を支援します。	マンション問題研究会の開催	
				マンションリフォームマネージャー制度を活用した、マンション管理組合等に対する指導・助言などを行う専門家の登録、紹介、派遣	91	住宅課	(財)住宅・リフォーム紛争処理支援センターが試験・登録等を行っているマンションリフォームマネージャー制度についての活用を検討します。	実施事業無し	
				マンション実態調査の実施によるマンションの管理状況等の実態の把握	92	住宅課	県内の分譲マンションが抱える課題解決に向けた施策を展開していくため、管理組合の活動や維持保全等の状況について、実態を把握するための、「千葉県マンション実態調査」を実施します。	千葉県マンション実態調査の実施	23年度

施策の位置付け									具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了(予定)
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等	具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称			
2. 良質な住宅ストックの形成	(2) 住宅の良質化の実現	② 共同住宅の適切な維持管理・建替えの支援	ii. マンション管理適正化法等の活用等による大規模修繕・建替え・合意形成等への支援	建築士やマンション管理士等に関する団体間のマンション管理に関する技術交流	93	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」や「ちば安心住宅リフォーム協議会」、「マンション問題研究会」等様々な会議の場でマンション管理に関する技術交流を行う。	実施事業無し			
				相談・専門家派遣などの支援体制の構築	94	住宅課	マンション管理組合等の関係者向けに法律等の周知や建物の維持管理、管理組合の運営等をテーマとした「マンション管理基礎講座」や「マンション問題個別相談会」を開催します。また市町村が開催するマンション相談会等についての社会資本整備総合交付金の活用等を支援します。	マンション問題個別相談会の開催			
			iii. マンション履歴システムの普及促進	マンション履歴システム(マンションみらいネット)の普及啓発	95	住宅課	国土交通省が、(財)マンション管理センターを事業主体として実施している、マンション管理組合の活動状況や修繕の履歴情報を始めとする管理情報を登録し、インターネットを通じて居住者や購入予定者が閲覧できるマンション履歴システム(「マンションみらいネット」)の普及啓発を行う。	マンション管理基礎講座におけるマンション履歴システムの説明の実施			
			iv. 賃貸住宅の適切な維持管理の促進	賃貸住宅の適正な維持管理に関する情報提供	96	住宅課	賃貸住宅の適正な維持管理についてリーフレットの配布やホームページの掲載等を通じて情報提供を実施します。	民間賃貸住宅のトラブル(ADR)に関するパンフレットの配布			
				住宅金融支援機構の賃貸住宅向けリフォーム支援制度の活用など関係団体と連携による賃貸住宅の適切な維持管理方法の推進	97	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」等を通じて、住宅金融支援機構と連携し、賃貸住宅向けリフォーム支援制度の活用など、賃貸住宅の適切な維持管理方法を推進します。	実施事業無し			
		③ 長期優良住宅の普及の促進	i. 関係事業者等と連携した長期優良住宅の普及促進	登録住宅性能評価機関を活用した円滑な計画認定手続きの実施	98	住宅課	登録住宅性能評価機関で実施する技術的審査制度を活用し、円滑に長期優良住宅の認定手続きを実施します。	登録住宅性能評価機関を活用した円滑な計画認定手続きの実施			
				建築関係団体との連携による認定長期優良住宅の普及促進	99	住宅課	「長期優良住宅普及促進会議」を開催し、所管行政庁や登録住宅性能評価機関等と連携を図り、円滑な長期優良住宅認定手続きを実施することで、長期優良住宅の普及促進を図る。	長期優良住宅普及促進会議の開催			
			ii. 長期優良住宅の建築及び維持保全に関する情報の提供	県民や関係事業者への長期優良住宅制度の普及促進	100	住宅課	リーフレットの配布やホームページの掲載等を通して、県民や関係事業者へ長期優良住宅制度の普及促進を図る。	千葉県ホームページによる長期優良住宅の認定手続きに係る情報提供			
				適切な維持保全が行われる環境整備	101	住宅課	国土交通省等と連携し、長期優良住宅が適切な維持保全が行われる環境の整備に努めます。	長期優良住宅の維持保全に係るリーフレットの配布			
					103	市町村、関係各課	市町村、国土交通省と連携し、密集市街地の状況把握及び対処すべき地区の整理を行う。	住生活安定向上推進会議密集部会の開催【住宅課】			
3. 良質な居住環境の形成	(1) 居住環境の基礎的性能の確保	i. 密集市街地解消の促進	密集市街地の状況把握及び対処すべき地区の整理	103	市町村、関係各課	市町村、国土交通省と連携し、密集市街地の状況把握及び対処すべき地区の整理を行う。	住生活安定向上推進会議密集部会の開催【住宅課】				
			密集市街地解消に向けた勉強会や協議会の設置誘導	104	市町村、関係各課	市町村、関係各課と連携し、密集市街地解消に向けた勉強会や協議会の設置誘導、また必要に応じて住生活安定向上推進会議の密集部会の開催等を行う。	住生活安定向上推進会議密集部会の開催【住宅課】				
			地域の危険情報等の提供、地域住民に対する啓発	105	市町村、関係各課	市町村、関係各課と連携し、地域の危険情報等の提供、地域住民に対する啓発を行う。	実施事業無し				
		ii. 宅地に関する情報提供	大規模盛土造成地調査等への支援	106	都市計画課	大地震時における大規模盛土造成地における滑動崩落を防止するために行う事業である宅地耐震化推進事業のスキームのひとつで、大規模盛土造成地の位置と規模の把握を行うための調査。	大規模盛土造成地調査の実施主体である市町村に対する事業進捗に向けた説明会及び事業進捗状況調査の実施				
			県民への造成地等に関する情報提供と防災意識の啓発	107	都市計画課	大地震時における大規模盛土造成地における滑動崩落を防止するために行う事業である宅地耐震化推進事業のスキームのひとつで、大規模盛土造成地の位置と規模を把握するために行った調査結果である造成地マップの公表。	大規模盛土造成地調査の実施主体である市町村に対する事業進捗に向けた説明会及び事業進捗状況調査の実施				
			津波・宅地の液状化等の情報提供	108	防災政策課	○液状化については、事業番号54に掲載。 ○「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。	千葉県ホームページや千葉県防災ポータルサイト等による「液状化しやすさマップ」、「津波浸水予測図」等の津波・宅地の液状化に関する情報提供				
		iii. 防災連携体制の確立	地震被害想定調査・減災対策検討事業	108.5 (H26新規)	防災政策課	中央防災会議が、平成25年12月に公表した首都直下地震の被害想定等を踏まえ、想定地震や被害想定手法など最新の科学的知見を反映させた地震被害想定調査を実施し、今後の防災・減災対策を検討する。 ○想定地震の検討 ○自然災害予測の実施 ○被害想定の実施 ○減災目標の設定等	地震被害想定調査減災対策検討事業	27年度			
			(仮称)防災基本条例の制定	109	防災政策課	県民や事業者、県・市町村などの役割や取組事項を明らかにすることにより防災意識の高揚を図り、県内全域の防災力の向上を目指すため、(仮称)防災基本条例を制定する。	千葉県防災基本条例の制定				
			東日本大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直し	110	防災政策課	千葉県地域防災計画は、県の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が全機能を発揮して県民の生命や身体、財産を災害から守るため、千葉県防災会議が策定する計画である。平成23年3月に発生した東日本大震災での課題や教訓等を踏まえ、本計画の修正を行う。	東日本大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直し	24年度			

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等			
3・良質な居住環境の形成	(1) 居住環境の基礎的性能の確保	② 子どもや高齢者等にとって安心できる居住環境の形成	iii. 防災連携体制の確立	九都府市合同防災訓練の実施	111	危機管理課	「災害対策基本法」および「九都府市合同防災訓練大綱」に基づき、九都府市相互の応援、受援や地域の実情に応じた防災訓練を実施するものです。	九都府市合同防災訓練の実施	
				iv. 社会福祉施設の防災対策の推進	手引きの改定、施設職員や入所者に対する意識啓発	112	健康福祉指導課	社会福祉施設の防災対策について、平成8年度に作成された『社会福祉施設防災対策の手引き』を改訂し、併せて実地指導監査などの機会に意識啓発を行います。	「社会福祉施設防災対策の手引き」の改訂 社会福祉施設への実地指導等監査における防災対策の意識啓発
			i. だれもが安心して快適に暮らせるまちづくりの推進	県が管理する特定道路、鉄道駅、路線バスなどのバリアフリー対策の推進	113	道路環境課	県が管理する特定道路について、高齢者や障害者等、すべての人が安全で快適に歩道や自転車歩行者道を通行できるよう、段差の解消や、勾配を緩くするなどバリアフリー化を行っています。	県が管理する特定道路のバリアフリー化・段差解消・勾配の緩和等	
					千葉県建築文化賞表彰の実施	114	建築指導課	潤いと安らぎに満ちた快適なまちづくりを推進するため、景観上優れた建築物・ユニバーサルデザインに配慮した建築物・環境に配慮した建築物を表彰する千葉県建築文化賞制度を活用し、受賞作品を紹介することで県民の住環境への意識向上を図ります。	千葉県建築文化賞の表彰及び受賞作品のパンフレット等による紹介
				「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化や「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」等の考え方を踏まえた居住環境の整備推進	115	健康福祉指導課 建築指導課	千葉県福祉のまちづくり条例に基づく指導等により、公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、すべての県民や千葉県を訪れる方々が、公平に、安全に、安心して、そして快適に利用できる建築物の整備を推進するために、平成17年3月に策定した「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を活用した普及・啓発を行います。	ユニバーサルデザインに配慮した建築物の普及促進のためのパンフレットの配布【建築指導課】	
				「ちばバリアフリーマップシステム」を活用した、バリアフリー化された市街地の情報提供	116	健康福祉指導課	県ホームページに「ちばバリアフリーマップシステム」掲載し、公共施設等のバリアフリー情報を提供します。	千葉県ホームページによる「ちばバリアフリーマップシステム」を活用した、バリアフリー化された市街地の情報提供	
				千葉県内に居住する留学生・就学生に対し、賃貸不動産に関する相談を行う「千葉県外国人学生住居アドバイザー事業」の推進	117	国際課	千葉県内在住の外国人学生が住居を確保しやすいように、県内の不動産業者の協力を得て「住居アドバイザー」として選任し、住居に関する情報の提供及び助言を行っている。	千葉県外国人学生住居アドバイザー事業	
				都市再生機構による子育て支援事業者への優遇制度の活用など関係団体との連携による子育て支援策の推進	118	住宅課	千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会において、都市再生機構による子育て支援事業者への優遇制度の情報提供をいただくとともに、関係団体等と連携し子育て支援策を推進します。	千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会の開催【住宅課】	
				ii. 地域の防犯力の向上による犯罪の起こりにくい環境整備	地域住民、市町村、警察など関係機関による合同防犯現地診断等を行う「防犯に配慮した道路・公園・駐車場、住宅等の構造、設備に関する指針の普及事業」の推進	119	生活安全課	「犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針」に基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため、道路、公園、駐車場、駐輪場について、専門家を招き、地元住民、市町村、警察等関係機関との合同防犯現地診断を実施し、そのノウハウを市町村等に伝達する。	合同防犯現地診断の実施
					防犯優良マンション認定制度の普及・促進	120	(警)生活安全総務課	照明やオートロック、防犯カメラの設置など外部からの侵入を防ぐ設備について一定の要件を満たすマンション・アパートを、「防犯優良マンション・アパート」として千葉県防犯協会が認定しています。	千葉県警ホームページによる防犯優良マンション認定制度の普及・啓発
	防犯優良駐車場認定制度の普及・促進	121	(警)生活安全総務課		照明や防犯カメラの設置などの防犯設備について一定の要件を満たす駐車場を、「防犯優良駐車場」として千葉県防犯協会が認定しています。	千葉県警ホームページによる防犯優良駐車場認定制度の普及・啓発【生活安全総務課】			
	iii. 住宅整備等に伴う社会福祉施設等の併設	地域に貢献する福祉施設等を併設した公営住宅団地の整備	122	住宅課、市町村	公営住宅の建替等に当たっては、立地市町村と協議の上、保育所や老人福祉施設等、地域に貢献する福祉施設の併設等の整備について検討を行います。	地域に貢献する福祉施設等を併設した公営住宅団地の整備【住宅課】			
		市町村との連携による施設併設型の民間賃貸住宅の供給に対する支援	123	住宅課、市町村	国土交通省のサービス付き高齢者向け住宅整備事業及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業の活用についての情報提供等、施設併設型の民間賃貸住宅の供給に対する支援を行います。	サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業【住宅課】			
	(2) 健康でゆとりある住生活を支える居住環境の形成	① 環境負荷に配慮した住宅市街地の形成	i. 良好な水環境・地質環境の保全	生活排水対策の推進	124	水質保全課	生活排水による公共用水域の水質汚濁及び富栄養化を防止するため、市町村が実施する浄化槽設置補助事業に要する経費の一部を助成し、合併処理浄化槽の設置を促進します。	市町村が実施する浄化槽設置補助事業に要する経費の一部助成	
				下水道整備の推進	125	下水道課 市町村	生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、流域下水道施設の計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、市町村に対し効率的な公共下水道整備が図られるよう指導・助言を行います。	下水道処理人口普及率の向上のための下水道整備【下水道課】	
			ii. 再生水や雨水の利用も含めた、環境に負荷を与えない排水等施設の整備の推進	雑用水の利用の促進	126	水政課	「雑用水の利用促進に関する指導要綱」を定め、住宅を除いた大型建築物への雑用水利用の導入等、建築主と協力し、雑用水利用の促進に努めています。	「雑用水の利用促進に関する指導要綱」に基づく協議 指導要綱説明会の実施 千葉県ホームページによる広報の実施	

施策の位置付け									具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等	具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称			
3・良質な居住環境の形成	(2)健康でゆとりある住生活を支える居住環境の形成	①環境負荷に配慮した住宅市街地の形成	ii. 再生水や雨水の利用も含めた、環境に負荷を与えない排水等施設の整備の推進	雨水浸透ますの設置等の推進	127	水政課	雨水の有効活用の啓発及び県内自治体による雨水利用、浸透等への補助制度の周知を図っています。	千葉県ホームページによる広報の実施			
				貯留浸透施設の整備	128	河川整備課	流域における雨水を一時的に貯留又は地下に浸透を促進することによって、河川への雨水の流出を抑制することにより、効果的な治水対策を進めることを目的に実施している。また、健全な水循環系を再生させる効果も期待している。	貯留浸透施設の整備			
				都市の緑の保全・創出	129	公園緑地課	地球温暖化の防止や良好な都市環境の形成などに寄与する都市の緑の保全・創出を推進するため、市町村と連携を図りながら、緑地保全の制度である特別緑地保全地区の指定に向けた調整を行うなど、緑の保全に取り組む。また、県立都市公園の整備と併せて、市町村による都市公園の整備を促進することにより緑の創出を図る。	県立都市公園の整備			
		②美しい住宅市街地の形成	i. 時代の変化に対応したまちづくりの推進	時代の変化に対応した都市計画の見直し	130	都市計画課	社会・経済情勢の変化や地域特性などに的確に対応するため、持続可能な集約型都市構造の実現に向け、市町村と協働して、区域区分や道路等の都市計画の見直しを行います。	時代の変化に対応した都市計画の見直し			
				街並みに配慮した環境整備を進める市町村への支援	131	住宅課	街並みに配慮した環境整備を進める市町村の社会資本整備交付金の活用等について支援を行います。	街並みに配慮した環境整備を進める市町村への社会資本整備総合交付金に係る指導・助言、情報提供			
				ii. 地域の文化や歴史を活かした街並みの整備	132	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」や国土交通省が設立を予定している「(仮称)千葉県木造住宅体制推進協議会」等と連携し、地域において住宅生産に携わる建築士や工務店などが地域の住宅のあり方について検討を行う体制を構築を目指します。	実施事業無し			
				地区計画、高度地区、特別用途地区、景観地区、建築協定などの活用促進	133	住宅課	都市計画法や景観法等の活用促進を図るため、魅力的な街並みの維持・創出のための市町村の事業等に対して社会資本整備総合交付金等の活用による支援を実施する。	街並みに配慮した環境整備を進める市町村への社会資本整備総合交付金に係る指導・助言、情報提供			
				iii. 区画整理、再開発等による良好な住宅・宅地の供給と快適な生活空間の創出	組合施行土地区画整理事業の促進	134	市街地整備課	密集市街地や都市の拠点地区において、街路や駅前広場などの都市基盤の整備や地域の拠点整備に対する支援を行うとともに、良好な住宅・宅地の供給を図り、安全で快適な生活空間を創出するまちづくりを進めます。	組合施行土地区画整理事業の促進	平成33年	
					市街地再開発事業の促進	135	市街地整備課		市街地再開発事業の促進	平成28年	
	iv. つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進	つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進	136	市街地整備課	つくばエクスプレス沿線地域では、鉄道と沿線地域の一体的な整備により、秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めます。	つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進	平成34年				
		金田西特定土地区画整理事業の推進	137	市街地整備課	東京湾アクアライン着岸地としての交通便利性を活かした拠点整備を行うとともに、良好な住宅・宅地の供給を図り、安全で快適な生活空間を創出するまちづくりを進めます。	金田西特定土地区画整理事業の推進	平成31年				
		v. 地域における多様な主体と連携したまちづくりの推進	139	公園緑地課	県民・事業者の景観づくりへの参加の促進、市町村主体の良好な景観形成への支援	景観セミナーの開催					
	(2)健康でゆとりある住生活を支える居住環境の形成	②美しい住宅市街地の形成	iv. 良好な景観の形成の推進	市町村への情報提供・技術的支援	140	都市計画課	景観に配慮したまちづくりをテーマにした研修会を開催する。	景観に配慮したまちづくりをテーマにした研修会の開催			
				表彰等による景観に配慮した建築物等に係る先進事例の情報提供	141	建築指導課	潤いと安らぎに満ちた快適なまちづくりを推進するため、景観上優れた建築物・ユニバーサルデザインに配慮した建築物・環境に配慮した建築物を表彰する千葉県建築文化賞制度を活用し、受賞作品を紹介することで県民の住環境への意識向上を図ります。	千葉県建築文化賞の表彰及び受賞作品のパネル等による紹介			
				千葉ニュータウンのまちづくりの推進	142	(企)地域整備部ニュータウン整備課	千葉ニュータウンでは、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」などの機能を兼ね備えた総合的なまちづくりを一層推進する。	新住宅市街地開発事業【(企)地域整備部ニュータウン整備課】	平成27年度		
		③居住環境を自ら守り育てる	i. 空家・空スペースに関する活用支援	調査による空家の実態の把握	144	住宅課	県内の空家の実態を把握するために「千葉県空家実態調査」を実施する。	千葉県空家実態調査の実施	23年度		
				関係団体との連携によるモデル的な取り組みの検討	145	住宅課	「千葉県空家実態調査」等の結果をもとに、市町村や関係団体等と連携しモデル的な取り組みを検討する。	実施事業無し			
				ii. 地域づくり・まちづくりと連携した地域産業の活性化	146	経営支援課	地域商業活性化事業の中で、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるためのコンセンサス形成や中心市街地における商業の活性化に向けた事業設計、調査、システム開発に対する補助や中心市街地活性化に向けた勉強会等への専門家派遣を行います。補助率:1/3以内 補助限度額:1,000千円	地域商業活性化事業			

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)		
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等					
3・良質な居住環境の形成	(2)健康でゆとりある居住環境の形成	③居住環境を自ら守り育てるシステムの構築	iii. 多様な居住ニーズに対応する住まいづくりの誘導(再掲)	子育て世帯向けの住まいの基準や認証制度等の活用方策の検討	147	住宅課	子育て世帯向けの住まいの基準や認証制度等の活用方策を検討するため、URや市町村と連携し、最新事例の研究等を進めます。	千葉県すまいづくり協議会及び同協議会公的賃貸住宅調整部会の開催			
				コーポラティブハウジング、コレクティブハウジング、ルームシェアなど、多様な住まいや住まい方に関する	148	住宅課	コーポラティブハウジング、コレクティブハウジング、ルームシェアなど、多様な住まいや住まい方について検討します。	実施事業無し			
				マンション相談会やセミナーの開催	149	住宅課	マンション管理組合等の関係者向けに法律等の周知や建物の維持管理、管理組合の運営等をテーマとした「マンション管理基礎講座」や「マンション問題個別相談会」を開催します。また市町村が開催するマンション相談会等についての社会資本整備総合交付金の活用等を支援します。	マンション管理基礎講座の開催			
				マンションリフォームマネージャー制度を活用した、マンション管理組合等に対する指導・助言などを行う専門家の登録、紹介、派遣	151	住宅課	(財)住宅・リフォーム紛争処理支援センターが試験・登録等を行っているマンションリフォームマネージャー制度についての活用を検討します。	実施事業無し			
4・住宅市場の環境整備	(1)安心して暮らせる住宅を選択できる環境整備	①住情報の提供の促進	i. 必要な住宅の情報が適切に得られる環境整備	住まい情報プラザの情報提供システムの拡充化	153	住宅課	住宅、宅地、法律問題等について専門機関への照会を行うほか、公的機関による賃貸住宅、分譲住宅及び宅地分譲に関する案内、県が開催するマンション管理セミナー等の受付等を実施している「住まい情報プラザ」の住情報の提供体制の拡充化を検討します。	実施事業無し			
				千葉県福祉ふれあいプラザにおける住宅改修相談の実施	155	高齢者福祉課	千葉県福祉ふれあいプラザにおいて、高齢者にとって使いやすく安全な住宅について、専門家が改修等の相談に応じています。木曜/金曜 10:00~16:00 (電話又は面談)	千葉県福祉ふれあいプラザにおける住宅改修相談の実施			
				県消費者センターの中核的機能の強化	157	生活安全課	市町村の消費生活相談に対する助言や、広域的な事案にかかる調整、消費生活被害防止に向けた調査・研究等を担う千葉県消費者センターの中核的機能を強化します。	県消費者センターの相談員の増員、相談員への研修等の実施			
				関係団体との連携による、多様な住宅相談に対応できる体制の検討	158	住宅課	千葉県住生活安定向上推進会議住情報部会等を活用し、庁内各課と連携し多様な住宅相談に対応できる体制を検討するとともに、国や市町村、関係団体と連携も検討する。	実施事業無し			
			ii. 移住・定住の促進	移住・定住の促進に取り組む地域への支援	159	政策企画課	「ちばの地域力向上・タイアップ事業」で指定したテーマ(①アクアラインの値下げ、圏央道の整備等に対応した地域づくり、②地域間世代循環交流の促進、③移住・定住の促進)について、地域の様々な主体あるいは地域を超えた主体同士が連携・協働して行う取組に対し、県も協働しながら支援を行う。	ちばの地域力向上・タイアップ事業 魅力ある地域づくり推進事業	24年度 24年度		
				市町村・関係企業等と連携した移住・定住の促進	160	政策企画課	移住・交流に関する全国組織である移住交流推進機構(JOIN)が実施するセミナーの活用や本県の移住・定住に関する情報収集・発信などを行い、県としての移住・定住施策の総合的な促進を図る。	移住交流推進機構(JOIN)主催イベント・セミナーへの参加 移住相談会の開催			
				地域づくり・交流体験ポータルサイトの運営	161	政策企画課	千葉県でふるさとを見つけた人の体験談や、市町村の移住定住に関する取組、千葉県の様々な分野の基本的な情報を提供するサイトを運営する。	ちばの暮らし情報サイトの運営			
			iii. 豊かな自然と豊富な食材に恵まれた「ちば」の体感	都市と農山漁村との交流の促進	流通販売課	農林水産業に対する都市住民の理解促進や都市と農山漁村の交流を促進し、地域の活性化を図るため、交流促進への支援や直売所等のPRや人材育成など受入体制の整備を行う。				地域活性化交流促進施設整備事業	
										「グリーン・ブルーツーリズム担い手養成塾」の開催	
										「ちばの直売所フェア」の実施	
										都市農山漁村交流拠点雇用創出事業	
										グリーン・ブルーツーリズム促進施設整備事業	
			農林漁業体験受入向上のための研修会の開催								
			農林漁業体験施設の整備								

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了(予定)	
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等				
4. 住宅市場の環境整備	(1) 安心して暮らせる住宅を選択できる環境整備	① 住情報の提供の促進	iii. 豊かな自然と豊富な食材に恵まれた「ちば」の体感		162.5	水産局水産課	水産物直売所により地域の魅力を発信し、都市住民の漁村への来訪を促し、都市と漁村の交流を促進することで、水産業への理解を深めるとともに、水産物の消費拡大による漁村の活性化を図る。また、魚食の復権を目指し、水産物が注目される春から夏に重点的なPR活動を行う。	関係市町村及び観光協会と連携したキャンペーンの実施		
								関係市町村及び観光協会と連携したキャンペーンの実施『千葉の海』丸ごと満喫キャンペーンガイドブック・ポスター等の作成配布		
								関係市町村及び観光協会と連携した「新鮮！ちばの海の幸！水産物直売所マップ」の作成・配布		
			② 安心して賃貸借できるトラブルのない住宅市場の環境整備	iv. 安心して住宅を取得・リフォームのできる各種制度の周知	リフォーム瑕疵保険や既存住宅売買瑕疵保険など、各種保険制度の周知	164	住宅課	関係団体等へのリーフレットの配布や千葉県ホームページの掲載等によりリフォーム瑕疵保険や既存住宅売買瑕疵保険など、各種保険制度の周知に努める。	リフォーム瑕疵保険等のリーフレットの配布	
		i. 高齢者、障害者、子育て世帯、一人親世帯、外国人等の入居制限がなく誰もが安心して住み続けられる仕組みづくり(再掲)			県・市町村の連携による、千葉県あんしん賃貸支援事業等の推進	165	住宅課	県や市町村と連携し、千葉県あんしん賃貸支援事業を推進します。市町村や関係団体との協議の場等であんしん賃貸支援事業に関する情報提供します。	千葉県あんしん賃貸支援事業	
				関係団体との連携による居住支援制度の検討	166	住宅課	高齢者、障害者等の住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような居住支援を積極的に推進していくための場として、県、市町村、NPOや社会福祉法人などの居住支援団体、宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者をはじめとする不動産関係団体から構成する「(仮称)千葉県居住支援協議会」を設置を図ります。	居住支援協議会として、千葉県すまいづくり協議会に居住支援部会を設置	25年度	
		居住支援を行うNPO等の育成		167	住宅課、市町村	「(仮称)千葉県居住支援協議会」にNPOや社会福祉法人等の居住に係る支援を行う営利を目的としない法人の参画を促進し、居住支援に関する情報を共有します。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の開催【住宅課】			
		ii. 賃貸住宅の管理業界等と連携した既存住宅の活用支援		賃貸住宅の適正な維持管理に関する情報提供	169	住宅課	賃貸住宅の適正な維持管理についてリーフレットの配布やホームページの掲載等を通じて情報提供を実施します。	民間賃貸住宅のトラブル(ADR)に関するパンフレットの配布		
				住宅金融支援機構の賃貸住宅向けリフォーム支援制度の活用など関係団体と連携による賃貸住宅の適切な維持管理方針の推進	170	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」等を通じて、住宅金融支援機構と連携し、賃貸住宅向けリフォーム支援制度の活用など、賃貸住宅の適切な維持管理方針を推進します。	実施事業無し		
	(2) 市場を通じた既存住宅の活用促進	① 市場を活用した既存住宅の流通促進	i. 宅建業者等の関係団体との連携による既存住宅の流通促進	既存住宅の活用促進に向けた宅建業界等との連携	172	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」や「(仮称)千葉県居住支援協議会」等において既存住宅の活用促進に向けた宅建業界等との連携を図ります。	「千葉県すまいづくり協議会」の開催		
				既存住宅価格の適正評価の検討	173	住宅課	宅建業界等と連携を図りながら、既存住宅価格の適正評価について検討します。	実施事業無し		
			住まい情報プラザ等の相談窓口や講習会・広報誌等、様々な機会を活用した住宅性能表示制度や既存住宅売買瑕疵保険等に関するPR・情報提供	174	住宅課	住まい情報プラザ等の相談窓口や講習会・広報誌等、様々な機会を活用した住宅性能表示制度や既存住宅売買瑕疵保険等に関するPR・情報提供を行います。	リーフレット・パンフレットの配布			
		② 持ち家の活用を容易にする住宅市場の環境整備	i. 高齢者等の居住する持ち家の質実化に伴うファミリー世帯による活用の推進	賃貸住宅の管理業界等との連携による、サブリースを行う事業者と住宅の所有者との標準的契約約款の作成及び普及促進	175	住宅課	「(仮称)千葉県居住支援協議会」等の場を通じて、賃貸住宅の管理業界等との連携による、サブリースを行う事業者と住宅の所有者との標準的契約約款の作成及び普及促進を図ります。	実施事業無し		
				定期借家制度の活用など、既存住宅の有効活用手法の検討	176	住宅課	定期借家制度の活用など、既存住宅の有効活用手法等について検討を行います。	実施事業無し		
				金融機関などとの連携による持ち家を有効に活用するための仕組みの検討	177	住宅課	金融機関などとの連携による持ち家を有効に活用するための仕組みの検討を行います。	千葉県すまいづくり協議会内での講演		
			ii. リバース・モーゲージ等の持ち家の活用方法の普及	(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する「リフォームネット」など関係機関が実施する各種制度の	178	住宅課	(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営しているリフォーム支援ネット「リフォームネット」等の事業について関係団体等との会議の場でのリーフレットの配布や広報誌やホームページ掲載等を通じて周知を行います。	実施事業無し		
				マンション履歴システム(マンションみらいネット)の普及啓発	179	住宅課	国土交通省が、(財)マンション管理センターを事業主体として実施している、マンション管理組合の活動状況や修繕の履歴情報を始めとする管理情報を登録し、インターネットを通じて居住者や購入予定者が閲覧できるマンション履歴システム(「マンションみらいネット」)の普及啓発を行う。	マンション管理基礎講座におけるマンション履歴システムの説明の実施		
			iii. 住宅の履歴情報の保全及び活用促進	建築、点検、リフォーム等の住宅履歴情報の蓄積の促進	180	住宅課	国土交通省及び(社)住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会と連携し、住宅履歴情報の蓄積・活用の促進を検討する。	実施事業無し		
				住宅履歴情報の活用による計画的な維持管理及び市場における適切な情報提供の促進	181	住宅課	国土交通省及び(社)住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会と連携し、住宅履歴情報の活用による計画的な維持管理及び市場における適切な情報提供を促進する。	実施事業無し		

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了(予定)		
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等					
4・住宅市場の環境整備	(2)市場を通じて既存住宅の活用を促進	② 持ち家市場の活用を環境整備に容易にする	iv. 地域の住宅の生産者やハウズドクターなどの人材の育成	地域の住宅生産に携わる事業者に対する講習会等の実施	182	住宅課	千葉県住宅・建築関係事業者支援協議会と連携し、住宅・建築に関わる事業者の知識の向上、技術力の向上の支援を行うことを目的として開催される「住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会」を実施する。(主催:千葉県住宅・建築関係事業者支援協議会、開催にあたり日程・事業内容等について県の意見を聞く体制となっている。)	住宅・建築関係事業者技術力支援講習会の開催			
				地域の住宅生産に携わる事業者間の交流の支援	183	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」や「(仮称)千葉県居住支援協議会」、「千葉県住宅・建築関係事業者支援協議会」、国土交通省が設立を予定している「(仮称)千葉県木造住宅体制推進協議会」等の協議会と連携し、事業者間の交流について支援を行います。	実施事業無し			
		③ 空家の有効活用の方策の推進	i. 空家情報の公開・提供に関する仕組みの構築	空家実態調査の実施による空家の実態の把握	184	住宅課	県内の空家の実態を把握するために「千葉県空家実態調査」を実施する。	千葉県空家実態調査の実施	23年度		
				関係団体との連携によるモデル的な取り組みの検討	185	住宅課	「千葉県空家実態調査」等の結果をもとに、市町村や関係団体等と連携しモデル的な取り組みを検討する。	実施事業無し			
			ii. 空家を活用した地域内における住み替えシステムの構築に向けた環境整備	宅建業界等との連携による、住み替えを行う高齢者が自らの住宅を有効に活用するための仕組みの検討	186	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」や「(仮称)千葉県居住支援協議会」等において既存住宅の活用促進に向けた宅建業界等との連携を図ります。	「千葉県すまいづくり協議会」の開催			
				民間事業者による定期借地・借家制度を活用した賃貸事業や社宅等のサブリース化等による低廉な賃貸住宅の供給の検討	187	住宅課	「千葉県すまいづくり協議会」や「(仮称)千葉県居住支援協議会」等において民間事業者による定期借地・借家制度を活用した賃貸事業や社宅等のサブリース化等による低廉な賃貸住宅の供給を検討します。	実施事業無し			
			iii. 田園居住や二地域居住などの多様な住まいの実現に向けた情報提供	田園居住や二地域居住などの多様な住まいの実現に向けた情報提供	188	住宅課	ホームページ等を活用し、田園居住や二地域居住など多様な住まいの実現に向けた情報提供を検討します。	実施事業無し			
		5・住宅セーフティネットの確保	(1)住宅確保要配慮者等に対する適切な住宅の確保	① 公的賃貸住宅ストックの有効活用	i. 地域特性に対応した公的賃貸住宅団地の建替え・改善・再編	公営住宅等長寿命化計画の策定などによる、公営住宅のストックマネジメント及び適切な維持保全の実施	189	住宅課、市町村	千葉県県営住宅長寿命化計画を策定し、計画に基づきストックマネジメント及び適正な維持保全を実施します。	公営住宅等長寿命化計画の策定などによる、公営住宅のストックマネジメント及び適切な維持保全の実施【住宅課】	
						団地の立地や地域の需要等を踏まえた、老朽化した団地の適切な更新・再編の実施	190	住宅課、市町村	立地や地域の需要等を踏まえ、老朽化した県営住宅の適切な更新・再編を実施します。またUR等の大規模団地の建替えにあたっては、市町村及びUR等と連携しながら立地や地域の需要等を踏まえた更新・再編について協議します。	県営住宅長寿命化計画に基づく県営住宅の更新・再編【住宅課】 千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会の開催【住宅課】	
組織間の横断的な連携による団地の建替え時における地域貢献施設の整備	191					住宅課、市町村	県営住宅を建設する際には、立地市町村と協議の上、地域貢献施設等の併設を検討します。またUR等の大規模団地の建替えにあたっては市町村等と連携しながら地域貢献施設等の併設について協議等を実施します。	組織間の横断的な連携による公的賃貸住宅の建替え時における地域貢献施設の整備			
ii. 公的賃貸住宅の家賃や入居機会等の管理の適正化	公営住宅における収入超過者、高額所得者の住み替え促進				192	住宅課、市町村	真に困窮する世帯に適切に公営住宅が供給できるよう、収入超過者や高額所得者の住み替えを促進します。	公営住宅における収入超過者、高額所得者に対する公的賃貸住宅の斡旋【住宅課】			
	公営住宅におけるポイント制の導入など応募方法や期限付き入居等の検討				193	住宅課、市町村	国土交通省や他県の動向を踏まえながら公営住宅におけるポイント制の導入など応募方法や期限付き入居等の検討を行います。	公営住宅におけるポイント制の導入など応募方法や期限付き入居等の検討【住宅課】			
	住宅の困窮事情を反映した優先入居制度の検討				194	住宅課、市町村	住宅の困窮事情等を反映した公的賃貸住宅の優先入居制度について検討を行います。	住宅の困窮事情を反映した公営住宅の優先入居制度の検討【住宅課】			
	住戸規模と入居世帯人員数との住宅のミスマッチの解消				195	住宅課、市町村	世帯構成の変化等による住戸規模と入居世帯人員数との住宅のミスマッチの解消について検討を行います。	公営住宅における住戸規模と入居世帯人員数との住宅のミスマッチの解消の検討【住宅課】			
iii. 公的賃貸住宅事業者間での協議ができる場の設立・運営	グループホームやDV被害者等の公営住宅への受け入れなど組織間の横断的な連携による住宅確保への検討				196	住宅課、健康福祉部関係各課、男女共同参画課	グループホームやDV被害者等の公営住宅への受け入れなど組織間で横断的に連携した住宅確保を検討します。	実施事業無し			
	公的賃貸住宅事業者間での協議ができる場の設立・運営				197	住宅課	公的賃貸住宅事業者及び公的賃貸住宅の多く立地している市町村等において構成している「千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会」を開催し、公的賃貸住宅事業者間の連携を図る。	千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会の開催			
	地域の需要に応じた公的賃貸住宅ストックの相互活用				198	住宅課、市町村、UR	公的賃貸住宅事業者及び公的賃貸住宅の多く立地している市町村等において構成している「千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会」において、公的賃貸住宅ストックの相互活用について検討を行う。	千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会の開催【住宅課】			
② 民間賃貸住宅を有効活用	i. 地域の需要に配慮した民間賃貸住宅の買取・借上方式の活用による公的賃貸住宅の供給	199	住宅課	既存民間住宅ストック等の借り上げ、買い取り等による公的賃貸住宅供給戸数の確保の検討	公的賃貸住宅事業者及び公的賃貸住宅の多く立地している市町村等において構成している「千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会」において、既存民間住宅ストック等の借上げ、買取等による公的賃貸住宅供給戸数の確保について検討を行う。	千葉県すまいづくり協議会公的賃貸住宅調整部会の開催					

		施策の位置付け				具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)	
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号				関係課等
5. 住宅セーフティネットの確保	(1) 住宅確保要配慮者等に対する適切な住宅の確保	② 民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保	ii. 高齢者、障害者、子育て世帯、一人親世帯、外国人等の入居制限がなく誰もが安心して住み続けられる仕組みづくり(再掲)	県・市町村との連携による千葉県あんしん賃貸支援事業等の推進	200	住宅課	県や市町村と連携し、千葉県あんしん賃貸支援事業を推進します。市町村や関係団体との協議の場等であんしん賃貸支援事業に関する情報提供します。	千葉県あんしん賃貸支援事業	
				関係団体との連携による居住支援体制の整備	201	住宅課	高齢者、障害者等の住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような居住支援を積極的に推進していくための場として、県、市町村、NPOや社会福祉法人などの居住支援団体、宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者をはじめとする不動産関係団体から構成する「(仮称)千葉県居住支援協議会」を設置を図ります。	居住支援協議会として、千葉県すまいづくり協議会に居住支援部会を設置	25年度
				居住支援を行うNPO等の育成	202	住宅課(市町村)	「(仮称)千葉県居住支援協議会」にNPOや社会福祉法人等の居住に係る支援を行う営利を目的としない法人の参画を促進し、居住支援に関する情報を共有します。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の開催【住宅課】	
			iii. 高齢者等の住宅確保要配慮者の需要に配慮した賃貸住宅の供給誘導	高齢者向けの住まいの供給促進	203	住宅課、健康福祉部関係課	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を地域の実情に応じて促進します。そのため、事業者が円滑な整備を行えるよう、住宅部局と福祉部局で連携した支援体制の構築に努めます。	サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業【住宅課】	
				利用されなくなった建物の住宅への用途転換(コンバージョン)による住宅供給の検討	204	住宅課	利用されなくなった建物の住宅への用途転換(コンバージョン)による住宅供給について検討します。	実施事業無し	
				住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者居住安定確保計画の策定	206	住宅課、健康福祉部関係課	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する、千葉県高齢者居住安定確保計画を住宅部局及び福祉部局と連携し策定します。	住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者居住安定確保計画の策定【住宅課】	
			i. 高齢者居住安定確保計画の策定及び推進	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の目標の設定	207	住宅課、健康福祉部関係課	千葉県高齢者居住安定確保計画に「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標」を定めます。	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の目標を設定した千葉県高齢者居住安定確保計画を策定【住宅課】	
				関係団体との連携による高齢者向けの住まい等の供給促進	208	住宅課、健康福祉部関係課	サービス付き高齢者向け住宅の供給を地域の実情に応じて促進するため、事業者が円滑な整備を行えるよう、住宅部局と福祉部局で連携した支援体制を構築・強化するため「(仮称)千葉県高齢者居住安定確保計画連絡会議」を設置します。	千葉県高齢者居住安定確保計画連絡会議の開催【住宅課】	
				県、市町村、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等との連携による(仮称)千葉県居住支援協議会の設立	209	住宅課	高齢者、障害者等の住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような居住支援を積極的に推進していくための場として、県、市町村、NPOや社会福祉法人などの居住支援団体、宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者をはじめとする不動産関係団体から構成する「(仮称)千葉県居住支援協議会」を設置を図ります。	居住支援協議会として、千葉県すまいづくり協議会に居住支援部会を設置	25年度
			ii. (仮称)千葉県居住支援協議会の設立等による居住支援を行う団体等との連携	協議会による住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居支援の方策の検討	210	住宅課	「(仮称)千葉県居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居支援の方策を検討します。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の開催	
				民間賃貸住宅を活用した、生活支援サービスと一体となった住まいの供給に関する検討	211	住宅課	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を地域の実情に応じて促進します。そのため、事業者が円滑な整備を行えるよう、住宅部局と福祉部局で連携した支援体制の構築に努めます。	千葉県高齢者居住安定確保計画の策定【住宅課】	
				iii. 障害のある人の入所施設から地域生活への移行の推進	グループホームの整備促進	212	障害福祉課	障害者グループホーム等を整備しようとするものに対して、整備に要する経費の一部を補助することにより、整備の促進を図る。 (※社会福祉施設等施設整備費補助金、障害者グループホーム等建設費補助金)	社会福祉施設等施設整備費補助金 障害者グループホーム等建設費補助金
	グループホームの質的向上	213	障害福祉課		障害者の地域生活への移行を促進するとともに、グループホーム、ケアホーム入居者の処遇向上及び経営安定化を図るため、その運営に要する経費の一部を補助する。	グループホーム、ケアホームの運営に要する経費の一部補助			
	重度・重複障害者等の地域生活移行の推進	214	障害福祉課		被災時に既存の公営住宅の空住戸等を活用し、円滑に被災者を受け入れることができるよう、関係機関や市町村とあらかじめ協議を行います。	実施事業無し			
	(2) 被災者等に対する適切な住宅の確保	① 被災者等に対する迅速な一時的住宅の提供	i. 被災者等の公営住宅への優先入居の推進	被災者等の公営住宅への円滑な受入に向けた関係機関や市町村との協議	215	住宅課	災害発生時に、円滑に応急仮設を建設することができるように、市町村の協力のもと応急仮設住宅の建設候補地を確保します。	応急仮設住宅の建設候補地の確保	
			ii. 応急仮設住宅の供給	応急仮設住宅の建設候補地の確保	216	住宅課	(社)プレハブ建築協会との災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定に即した対応訓練等を実施します。	千葉県応急仮設住宅報告会の開催	
			(社)プレハブ建築協会との災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定に即した対応訓練等の実施	217	住宅課	(社)プレハブ建築協会との災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定に即した対応訓練等を実施します。	応急仮設住宅供給対応訓練の実施 千葉県応急仮設住宅報告会の開催		

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)			
目標	施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業番号	関係課等						
5・住宅セーフティネットの確保	(2)被災者等に対する適切な住宅の確保	①被災者等に対する迅速な一時的住宅の提供	ii. 応急仮設住宅の供給	(社)千葉県宅地建物取引業協会との災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定に即した対応訓練等の実施	218	住宅課	(社)千葉県宅地建物取引業協会との災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定に即した対応訓練等を実施します。	応急仮設住宅供給対応訓練の実施 千葉県応急仮設住宅報告会の開催				
				(社)全日本不動産協会千葉県本部との災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定に即した対応訓練等の実施	219	住宅課	(社)全日本不動産協会千葉県本部との災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定に即した対応訓練等を実施します。	応急仮設住宅供給対応訓練の実施 千葉県応急仮設住宅報告会の開催				
				(社)全国賃貸住宅経営協会及び(社)全国賃貸住宅経営協会千葉県支部との災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定に即した対応訓練等の実施	220	住宅課	(社)全国賃貸住宅経営協会及び(社)全国賃貸住宅経営協会千葉県支部との災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定に即した対応訓練等を実施します。	応急仮設住宅供給対応訓練の実施 千葉県応急仮設住宅報告会の開催				
			iii. 被災建築物等の応急危険度判定等による住宅・宅地の安全性の確認	被災建築物応急危険度判定士認定講習会の開催	221	建築指導課	大地震の発生後、余震による建築物の倒壊の危険性等を調査する「被災建築物応急危険度判定士」を養成するため、行政職員及び民間の建築士等を対象に講習会を開催し、講習修了者を判定士として認定・登録している。	被災建築物応急危険度判定士認定講習会の開催				
				被災宅地危険度判定士養成講習会の開催	222	都市計画課	災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次被害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的とした制度。	被災宅地危険度判定士の維持・確保				
			②被災者等に対する恒久的住まいへの移行支援	i. 災害復興等に係るマニュアルの整備	震災復旧・復興対策マニュアルの整備	223	防災政策課、住宅課、関係課	震災時の復旧・復興対策を着実かつ円滑に実施するため、事前に検討しておくべき対策や、震災後の活動内容を作成することとした。	実施事業無し			
					被災者生活再建支援事業による災害を受けた被災者の生活の支援	224	防災政策課、市町村	自然災害によりその生活基盤に着しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする事業。	被災者生活再建支援事業【防災政策課】			
					住宅金融支援機構による災害復興融資制度の周知など、関係団体と連携した住宅復旧の促進	225	住宅課、金融支援機構	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書に基づき、「災害復興住宅融資制度」について、県民への周知に努める。	千葉県ホームページによる災害復興住宅融資制度の周知【住宅課】			
					応急仮設住宅から民間借家等への移行支援の検討	226	住宅課	応急仮設住宅等の一時的な住宅から民間借家等の恒久的な住まいへの移行支援について検討を行います。	応急仮設住宅から公的住宅等への移行に関する検討			
					災害公営住宅建設及び支援の検討	227	住宅課	東日本大震災の被災者に対して市町村が建設する災害公営住宅の支援を行います。	災害公営住宅建設の国庫補助に係る指導・助言・情報提供			
			6・地域特性に応じた施策の展開	(2)市町村等の取り組みへの県の支援	①関連情報の提供	i. ライフステージに対応した住まいに対する意識の啓発(再掲)	防犯や環境等に配慮した住まいや居住環境に関する研修会等の開催	229	住宅課	ライフステージに対応した住まいに対する意識の啓発を図るために防犯や環境等に配慮した住まいや居住環境に関する研修会等を開催します。	防犯や環境等に配慮した住まいや居住環境に関する研修会等の開催	
							広報誌やインターネットなど多様な媒体による住情報の提供	230	住宅課	住宅の確保に配慮を要する方の入居を不当に制限しない「千葉県あんしん賃貸住宅」や、サービス付き高齢者向け住宅、長期優良住宅の制度や住宅のトラブル等に関する相談窓口等さまざまな住宅に係る情報を広報誌やインターネット等の多様な媒体により提供します。	広報誌や千葉県ホームページによる住情報の提供	
						ii. 住宅の取得を容易にする仕組みの構築	リフォーム相談窓口の有効活用方法の検討	231	住宅課	「住まい情報プラザ」に設置しているリフォーム相談窓口等をより有効に活用する方法やより充実した情報を提供できる体制を検討します。	実施事業無し	
							関係団体との連携による、多様な住宅相談に対応できる体制の検討	232	住宅課	千葉県住生活安定向上推進会議住情報部会等を活用し、庁内各課と連携し多様な住宅相談に対応できる体制を検討するとともに、国や市町村、関係団体と連携も検討する。	実施事業無し	
必要な情報が適切に得られるような住情報の整理方針に関する検討	233	住宅課					千葉県住生活安定向上推進会議住情報部会等を活用し、必要な情報が適切に得られるような住情報の整理方針に関する検討を行います。	実施事業無し				
iii. 全市町村における住生活基本計画の策定促進	計画策定に必要な各種情報の提供	234				住宅課	県と全市町村等とが構成する「千葉県すまいづくり協議会」等の場において住生活基本計画の策定の促進を行い、必要な情報の提供等を行うとともに、市町村で住生活基本計画を策定する際の有識者会議等へ必要に応じて、県職員を委員として派遣します。	千葉県すまいづくり協議会における市町村への情報提供				
							県と全市町村等とが構成する「千葉県すまいづくり協議会」等の場において住生活基本計画の策定の促進を行い、必要な情報の提供等を行うとともに、市町村で住生活基本計画を策定する際の有識者会議等へ必要に応じて、県職員を委員として派遣します。	住生活基本計画策定のための有識者会議への県職員の派遣				

施策の位置付け							具体的施策・事業の内容	施策名称・事業名称	終了 (予定)	
目標	施策の 類型	推進す べき施 策の方 向性	基本的施策	具体的施策・事業	事業 番号	関係課 等				
6 地域特性に応じた施策の展開	(2) 市町村等の取り組みへの県の支援	① 関連 情報 提供	iii. 全市町村における住生活基本計画の策定促進	計画策定に係るガイドラインの作成	235	住宅課	市町村が円滑に住生活基本計画を策定できるよう、ガイドラインの作成について検討を行います。	実施事業無し		
				ii. (仮称)千葉県 県 居住支援協議会 の設置による 住宅セーフティ ネットの機能強化	i. 千葉県すまいづくり協議会の運営による千葉県住生活基本計画の推進	236	住宅課	住生活基本計画の総合的かつ計画的な推進を目的として、公的機関と住宅関連事業者が相互に連携・協働を強化していくための場として、県、市町村、都市再生機構、住宅供給公社、県内建築3団体から構成する「千葉県すまいづくり協議会」を設置し、役割分担及び連携・協働方策に関する協議を行います。	「千葉県すまいづくり協議会」の開催	
					公的賃貸住宅の有効活用など、複数の地域や団体における共通のテーマについて協議する場の設置	237	住宅課	公的賃貸住宅の有効活用など、複数の地域や団体における共通のテーマに協議する場として必要に応じて「千葉県すまいづくり協議会」の部会を設置します。	千葉県すまいづくり協議会各部会の開催	25年度
		② 関係者間等における事業の連携の促進	ii. (仮称)千葉県 県 居住支援協議会 の設置による 住宅セーフティ ネットの機能強化	県、市町村、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等との連携による(仮称)千葉県居住支援協議会の設立	238	住宅課	高齢者、障害者等の住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような居住支援を積極的に推進していくための場として、県、市町村、NPOや社会福祉法人などの居住支援団体、宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者をはじめとする不動産関係団体から構成する「(仮称)千葉県居住支援協議会」を設置を図ります。	居住支援協議会として、千葉県すまいづくり協議会に居住支援部会を設置		
				住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居支援方策の検討	239	住宅課	「(仮称)千葉県居住支援協議会」において住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居支援方策について検討を行います。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の開催		
				民間賃貸住宅を活用した、生活支援サービスと一体となった住まいの供給に関する検討	240	住宅課	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を地域の実情に応じて促進します。そのため、事業者が円滑な整備を行えるよう、住宅部局と福祉部局で連携した支援体制の構築に努めます。	サービス付き高齢者向け住宅登録申請等に関する住宅課からの照会に対する回答【高齢者福祉課】	23年度	
				県、市町村、建築関係団体、木材関係団体等との連携による、ちば安心住宅リフォーム推進協議会の設立	241	住宅課	関係団体等と連携し、リフォームに関する相談や情報を提供するなど、安心してリフォームを行うことができる環境を整備するために「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を設置します。	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」の設置		
		③ モデル事業の推進	iii. ちば安心住宅 リフォーム推進 協議会の設置 による既存住宅 の良質化及び活 用の促進	協議会を中心とした住宅相談体制の構築	242	住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心に、住宅のバリアフリー化等のリフォームに関する相談や情報を提供するなどを行うことができる環境を整備します。	県民向け講習会および相談会の開催		
				リフォームに関するセミナーや講習会等を通じたリフォーム事業者の啓発・育成や事業者間の技術交流会に対する支援	243	住宅課	「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を中心にリフォームに関するセミナーや講習会等を開催し、リフォーム事業者の啓発・育成や事業者間の技術交流会に対する支援を行います。	リフォーム事業者等向け講習会の開催	23年度	
				空家やマンションなどに関する実態調査の実施	244	住宅課	空家やマンションに関する実態を把握するために実態調査を実施します。	千葉県マンション実態調査の実施	23年度	
		i. リフォーム、 空家活用など市 町村や民間事業 者等への波及効 果が期待される モデル事業の検 討及び推進		各種調査結果の分析による課題の整理及び対応方策の検討	245	住宅課	実態調査等の調査結果を分析し、課題の整理や対応方策の検討を行います。	実施事業無し		
				リフォーム促進や空家活用など県内に共通する課題についてのモデル事業の検討	246	住宅課	国土交通省の制度の活用や市町村等と連携し、リフォーム促進や空家活用など県内に共通する課題についてのモデル事業を検討します。	実施事業無し		